

之儀通行十二年而澱漕舊有公船千二百餘嘗辜權得擅於是害伏見船分其漕不得加私利數構事請廢伏見船寶永中姑罷伏見船俄失業者數千人翁甚憂之乃父子俱東力請復其船及北條侯爲尹革諸敵政時翁已卒淨英後先副父翁共事於是復具其利害上訴尹侯審理欲再興之享保中携淨英東朝具以聞朝議復賜伏見公船大小二百艘與舊船並漕因令察舊船非法事上告蓋並漕則各自相勵不得擅一私加雇賃雇賃賤則行旅輸財天下便之不獨伏見居民成生是國家惠政之意云三年朝正拜上賜物諸依父前例淨英剛毅持重而才略亦不減先翁亡何造船復行嘗失業者皆盡鳩聚行路相驩而猶尙時爲舊黨所動搖淨英乃據朝命執契不撓屬者得依焉享保甲寅小堀侯來鎮亦患其動搖相煽於是淨英建白以船隸鎮臺爲重侯乃乞朝命許之司其事如故實寬保三年也

〔和漢船用集二〕棹歌之事

御召の御座船には、權の歌を諷こと、和漢ともに同船歌と云、初て聲を發するを歌出者ウタデと云、同音に謠者を歌組と云、櫓拍子に合て是を諷て祝する也、張平子西京賦に曰、齊棹女縱權歌發引和、校鳴葭奏淮南、度陽阿、感河馮、懷湘娥、驚網蝓、憚蛟龍、注に發引和とは、言一人唱餘人和也、是本邦に諷ふ所に同じ、一人唱は、歌出者、諷出すなり、餘人和すると云は、歌組の者、同音に付て謠也、

〔土左日記〕九日○承平五年正月夜ふけて、西東も見えずして、てけの事、かちとりの心にまかせつ○中舟子かちとりは、ふなうたうたひて、なにもおもへらず、そのうたふうた、

春の野にてぞ、ねをばなく、わがす、きにて、手をきる、つんだるなを、親やまぼるらん、さうとめやくふらん、かへらや、夜べの菜を、そらごとをして、おぎのりわざをして、錢ももてこず、おのれだにこず、これならずおほかれど、か、す、

〔住吉物語〕尼君などつれて、河をすぐれば、おかしうも行きちがふ船にのりたるものども、あやしき聲々して、つまも定めぬ岸のひめ松と歌ひて、こぎ行も、ならはぬ心、あしてあはれなり、